

# 平成30年度から

## 国民健康保険料（普通徴収）の仮算定がなくなります

平成29年度までは、国民健康保険料（口座振替や納付書払いなどの普通徴収）の算定方法は、4月から6月までを仮算定期間とし、前々年中の所得をもとに仮決定した保険料を納めていただいていた。

平成30年度からは大阪府運営方針の統一基準に従い、保険料の計算方法をよりわかりやすくするため仮算定を廃止し、6月に前年中の所得をもとに本算定を行う方法へ変更します。保険料決定通知は6月中旬に発送予定です。

なお、年金からの天引き（特別徴収）の世帯につきましては変更はありません。

### 仮算定廃止による影響

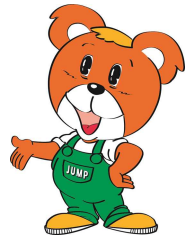
**①保険料の計算方法がわかりやすくなります。**

前年中の所得をもとに当該年度中の保険料を計算することになります。

**②保険料の納付回数が12回から、10回へ変わります。**

本算定の6月から翌年3月までの10回でお納めいただきます。

※納付回数が減るため1回あたりの納付額は増えますが、年間保険料額には仮算定廃止による影響はありません。



**③保険料の通知回数が年1回に変わります。**

6月の本算定時の1回のみになります。

（ただし、所得や加入者数などの変更により、保険料額が変わる場合はその都度通知します。）

**④仮算定による保険料の年度途中での大幅な変動がなくなります。**

前々年と比較して前年所得が大幅に変動した場合に、本算定の結果保険料が納めすぎになったり、保険料が急に高くなることがなくなり、大幅な保険料の変動なくお納めいただけます。

### 保険料納付のイメージ

◆平成29年度まで（年12回払い）

	← 仮 算 定 →			← 本 算 定 →									
納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1回あたりの納付額	前々年中の所得をもとに仮算定した年間保険料 ÷ 12			$\left( \begin{array}{l} \text{前年中の所得をもとに本算定した} \\ \text{年間保険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{仮算定保険料} \\ \text{(4~6月の合計)} \end{array} \right) \div 9$									

◆平成30年度から（年10回払い）

	← 本 算 定 →											
納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期	6月～翌年3月		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
1回あたりの納付額	納付分に振り分けられます		$\text{前年中の所得をもとに本算定した年間保険料} \div 10$									

# 平成30年4月から 国民健康保険は府との共同運営に変わります

国民健康保険（国保）は、これまで市町村ごとに運営していましたが、平成30年4月からは大阪府が財政の責任主体となり、府と市町村との共同運営に変わります。これにともない、保険料率や減免などの基準を府内市町村で統一して実施することとなりますが、手続きや相談などはこれまでどおり熊取町保険年金課が担います。くわしくは同封のチラシをご覧ください。

## みなさまの健康づくりなどの取り組みが、保険料上昇の抑制につながります！

府内国保加入者の医療費の見込みから、国・府の公費、他の医療保険からの支援を差し引いた残りが、保険料としてみなさまに納めていただく部分です。そのため、府・市町村・被保険者が一丸となって健康づくりや医療費の適正化に取り組むことで、医療にかかる支出が少なくなり、保険料の上昇を抑えることにつながりますので、日頃からの心がけをお願いいたします。

また、保険料の収納率が上がることで、保険料も抑制されます。引き続き、期限内納付にご協力ください。

## 熊取町は 特定健診受診率8位、保険料収納率5位！医療費は…？（府内43市町村中）

みなさまのご協力により、平成28年度の保険料収納率（現年度分）および特定健診受診率がともに府内で上位となっています。

しかし一方で、一人当たり医療費は府内平均（367,280円）を上回り12位（384,758円）と、医療費水準が高い状況です。年齢構成や予防が困難な疾病などの影響もありますが、生活習慣病の予防に関しては、今後も特定健診などの保健事業により国保がサポートしていきます。

## 健康づくりや医療費適正化のためにできること

- ・ 特定健診や人間ドックを毎年受ける
- ・ 日々のくらしの中でちょっとした運動を心がける
- ・ かかりつけ医やかかりつけ薬局をもつ
- ・ ジェネリック医薬品を使用する など

## 人間ドック助成には “必須検診項目” があります！（平成30年4月以降受診分）

30歳以上の被保険者を対象とした人間ドックの助成は、次の検診項目を満たす人間ドックが対象となります。検診項目を満たさない場合は助成できませんので、特定健診に代えて人間ドックをご利用の方は、事前に実施機関に検診項目などをご確認ください。

身長、体重、BMI、腹囲、血圧、クレアチニン、eGFR、尿酸、HDL コレステロール、LDL コレステロールまたは Non-HDL コレステロール、中性脂肪、AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP)、血糖検査(空腹時血糖または HbA1c、やむを得ない場合には随時血糖)、尿蛋白、尿糖、医師診察、問診



今後も必要なところへ必要な給付を安定的におこなえるよう、持続可能な国保制度構築へご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。